新潟県条例33号

新潟県病院事業の設置等に関する条例及び新潟県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

（新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第１条　新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>位　　置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>新潟県立十日町病院</td><td>十日町市</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>位　　置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>新潟県立十日町病院</td><td>十日町市</td></tr>
<tr><td>新潟県立六日町病院</td><td>南魚沼市</td></tr>
<tr><td>新潟県立小出病院</td><td>魚沼市</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（新潟県病院事業職員定数条例の一部改正）

第２条　新潟県病院事業職員定数条例（昭和30年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
（派遣職員の定数）
第４条　第２条に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が予算の範囲内において定めることができる。
(1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）第２条第１項の規定により、公益的法人等の業務に専ら従事させるため派遣する職員
(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第２号）第２条の規定により、外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員
</td><td>
（派遣職員の定数）
第４条　第２条に定める定数のほか、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第２号）第２条の規定により、外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の定数は、任命権者が予算の範囲内において定めることができる。
</td></tr>
</table>

附　則

この条例中第１条の規定は規則で定める日から、第２条の規定は平成27年４月１日から施行する。